

(別紙)

## 旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 25 年条例第 65 号）

最終改正：令和 7 年 3 月 25 日条例第 7 号

(個人番号の利用範囲)

**第3条** 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の機関欄に掲げる機関が行う同表の事務欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務とする。

別表第 1 (第 3 条関係)

| 機関              | 事務  | 特定個人情報   |
|-----------------|---|--|
| 5<br>市長         | 公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務<br>であって規則で定めるもの   | 障害児等関係情報、障害者関係情報又は外国人生活保護関係<br>情報であって規則で定めるもの                      |
| 7<br>市長         | 住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは<br>家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入<br>超過者に対する措置に関する事務であって規則<br>で定めるもの | 障害児等関係情報、障害者関係情報又は外国人生活保護関係<br>情報であって規則で定めるもの                      |
| 10 の<br>3<br>市長 | 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に<br>よる賃貸住宅の管理に関する事務であって規則<br>で定めるもの                          | 障害児等関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地<br>方税関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定<br>めるもの |
| 16<br>市長        | 旭川市営住宅条例による市単独住宅の管理に<br>する事務であって規則で定めるもの  | 障害児等関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地<br>方税関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定<br>めるもの |

## 旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成 27 年規則第 51 号）

最終改正：令和 6 年 6 月 24 日規則第 37 号

**第6条** 条例別表第 1 の 5 の項の規則で定める事務は、次の各号に定める事務とする。

- (1) 公営住宅法第 16 条第 1 項若しくは第 4 項又は第 28 条第 2 項若しくは第 4 項の家賃の決定に関する事務
- (2) 公営住宅法第 16 条第 5 項（同法第 28 条第 3 項及び第 5 項並びに第 29 条第 9 項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭又は同法第 18 条第 2 項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務
- (3) 公営住宅法第 19 条（同法第 28 条第 3 項及び第 5 項並びに第 29 条第 9 項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務
- (4) 公営住宅法第 25 条第 1 項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務
- (5) 公営住宅法第 27 条第 5 項又は第 6 項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務
- (6) 公営住宅法第 29 条第 1 項の明渡しの請求に関する事務
- (7) 公営住宅法第 29 条第 8 項の明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務
- (8) 公営住宅法第 30 条第 1 項のあっせん等に関する事務
- (9) 公営住宅法第 32 条第 1 項の明渡しの請求に関する事務
- (10) 公営住宅法第 48 条の条例で定める事項に関する事務

2 条例別表第1の5の項の規則で定める情報は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1) 前項第1号、第6号及び第8号に掲げる事務 次に掲げる情報

ア 公営住宅法第2条第2号の公営住宅の入居者又は同居者（以下この項において「公営住宅入居者等」という。）に係る児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報（以下「知的障害児判定関係情報」という。）

イ 公営住宅入居者等に係る知的障害者判定関係情報

(2) 前項各号（第1号、第6号及び第8号を除く。）に掲げる事務 次に掲げる情報

ア 公営住宅入居者等に係る知的障害児判定関係情報

イ 公営住宅入居者等に係る知的障害者判定関係情報

ウ 公営住宅入居者等に係る外国人生活保護措置関係情報

**第8条 条例別表第1の7の項の規則で定める事務は、次の各号に定める事務とする。**

(1) 住宅地区改良法第29条第1項において準用する公営住宅法第18条第2項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務

(2) 住宅地区改良法第29条第1項において準用する公営住宅法第19条の家賃又は敷金の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務

(3) 住宅地区改良法第29条第1項において準用する公営住宅法第25条第1項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務

(4) 住宅地区改良法第29条第1項において準用する公営住宅法第32条第1項の明渡しの請求に関する事務

(5) 住宅地区改良法第29条第1項において準用する公営住宅法第48条の条例で定める事項に関する事務

(6) 住宅地区改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）の規定による改正前の公営住宅法（以下この項において「旧公営住宅法」という。）第12条第1項の家賃の決定に関する事務

(7) 住宅地区改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第12条第2項（旧公営住宅法第21条の2第3項において準用する場合を含む。）の家賃又は割増賃料の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務

(8) 住宅地区改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第21条の2第2項の割増賃料の徴収に関する事務

(9) 住宅地区改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第21条の2第3項において準用する旧公営住宅法第13条の2の割増賃料の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務

(10) 住宅地区改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第21条の4前段のあせん等に関する事務

2 条例別表第1の7の項の規則で定める情報は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1) 前項各号（第6号及び第10号を除く。）に掲げる事務 次に掲げる情報

ア 住宅地区改良法第2条第6項の改良住宅の入居者又は同居者（以下この項において「改良住宅入居者等」という。）に係る知的障害児判定関係情報

イ 改良住宅入居者等に係る知的障害者判定関係情報

ウ 改良住宅入居者等に係る外国人生活保護措置関係情報

(2) 前項第6号及び第10号に掲げる事務 次に掲げる情報

ア 改良住宅入居者等に係る知的障害児判定関係情報

イ 改良住宅入居者等に係る知的障害者判定関係情報

**第11条の3 条例別表第1の10の3の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。**

- (1) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）第28条の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務
- (2) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第30条の賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除に関する事務
- (3) 旭川市営住宅条例第8条の2の家賃の減額の申請に係る事実についての審査に関する事務
- (4) 旭川市営住宅条例第10条（同条例第12条第4項において準用する場合を含む。）の家賃又は敷金の減免又は徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務
- (5) 旭川市営住宅条例第12条第1項の敷金の徴収に関する事務
- (6) 旭川市営住宅条例第14条の2第1項又は第14条の3第1項の市長の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務

2 条例別表第1の10の3の項の規則で定める情報は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

- (1) 前項第1号及び第2号に掲げる事務 次に掲げる情報
  - ア 旭川市営住宅条例第2条第2号の特定公共賃貸住宅の入居者又は同居者（以下この項において「特定公共賃貸住宅入居者等」という。）に係る知的障害児判定関係情報
    - イ 特定公共賃貸住宅入居者等に係る知的障害者判定関係情報
    - ウ 特定公共賃貸住宅入居者等に係る生活保護実施関係情報
    - エ 特定公共賃貸住宅入居者等に係る外国人生活保護措置関係情報
- (2) 前項第3号、第4号及び第6号に掲げる事務 次に掲げる情報
  - ア 特定公共賃貸住宅入居者等に係る知的障害児判定関係情報
  - イ 特定公共賃貸住宅入居者等に係る身体障害者手帳交付等関係情報
  - ウ 特定公共賃貸住宅入居者等に係る精神障害者保健福祉手帳交付等関係情報
  - エ 特定公共賃貸住宅入居者等に係る知的障害者判定関係情報
  - オ 特定公共賃貸住宅入居者等に係る生活保護実施関係情報
  - カ 特定公共賃貸住宅入居者等に係る道民税（個人に係るものに限る。以下同じ。）又は市民税に関する情報
  - キ 特定公共賃貸住宅入居者等に係る外国人生活保護措置関係情報

**第17条 条例別表第1の16の項の規則で定める事務は、次の各号に定める事務とする。**

- (1) 旭川市営住宅条例第5条又は第6条（第3項及び第5項を除く。）の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務
- (2) 旭川市営住宅条例第9条の2において準用する公営住宅法第16条第1項若しくは第4項又は同条例第19条の2第1項において準用する同法第28条第2項若しくは第4項の家賃の決定に関する事務
- (3) 旭川市営住宅条例第10条（第12条第4項、第16条第2項又は第19条第2項において準用する場合を含む。）の家賃又は敷金の減免又は徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務
- (4) 旭川市営住宅条例第12条第1項の敷金の徴収に関する事務
- (5) 旭川市営住宅条例第14条の2第1項又は第14条の3第1項の市長の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務
- (6) 旭川市営住宅条例第19条の2第1項において準用する公営住宅法第29条第1項又は第32条第1項（第6号を除く。）の明渡しの請求に関する事務

- (7) 旭川市営住宅条例第19条の2第1項において準用する公営住宅法第29条第6項の家賃の決定又は同条第7項の金銭の徴収に関する事務
- (8) 旭川市営住宅条例第19条の2第1項において準用する公営住宅法第29条第8項の期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務
- (9) 旭川市営住宅条例第19条の2第1項の規定による読み替え後の公営住宅法第29条第9項において準用する同法第16条第5項及び第19条の規定による金銭の減免又は徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務
- (10) 旭川市営住宅条例第19条の2第1項において準用する公営住宅法第30条第1項のあっせん等に関する事務
- (11) 旭川市営住宅条例第19条の2第2項の規定により読み替えて準用する公営住宅法第34条の収入状況の報告の請求等に関する事務
- 2 条例別表第1の16の項の規則で定める情報は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。
- (1) 前項第1号、第3号、第5号及び第9号に掲げる事務 次に掲げる情報
- ア 市営住宅の入居者又は同居者（以下この項において「市営住宅入居者等」という。）に係る知的障害児判定関係情報
- イ 市営住宅入居者等に係る身体障害者手帳交付等関係情報
- ウ 市営住宅入居者等に係る精神障害者保健福祉手帳交付等関係情報
- エ 市営住宅入居者等に係る知的障害者判定関係情報
- オ 市営住宅入居者等に係る生活保護実施関係情報
- カ 市営住宅入居者等に係る道民税又は市民税に関する情報
- キ 市営住宅入居者等に係る外国人生活保護措置関係情報
- (2) 前項第2号、第6号（公営住宅法第29条第1項の明渡しの請求に係る部分に限る。）及び第10号に掲げる事務 次に掲げる情報
- ア 市営住宅入居者等に係る知的障害児判定関係情報
- イ 市営住宅入居者等に係る身体障害者手帳交付等関係情報
- ウ 市営住宅入居者等に係る精神障害者保健福祉手帳交付等関係情報
- エ 市営住宅入居者等に係る知的障害者判定関係情報
- オ 市営住宅入居者等に係る道民税又は市民税に関する情報
- (3) 前項第6号（公営住宅法第32条第1項（第6号を除く。）の明渡しの請求に係る部分に限る。）及び第8号に掲げる事務 次に掲げる情報
- ア 市営住宅入居者等に係る知的障害児判定関係情報
- イ 市営住宅入居者等に係る身体障害者手帳交付等関係情報
- ウ 市営住宅入居者等に係る精神障害者保健福祉手帳交付等関係情報
- エ 市営住宅入居者等に係る知的障害者判定関係情報
- オ 市営住宅入居者等に係る生活保護実施関係情報
- カ 市営住宅入居者等に係る外国人生活保護措置関係情報